

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

東松山市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、協会けんぽ等と比べても2倍近く高くなっています。それ故に、国庫負担の増額(全国知事会は1兆円)を求めていくことはもちろんですが、市町村におかれましては、国民皆保険制度を守るために、「払える保険税」にして、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】

国民健康保険法及び関係法令に則り、事業を運営してまいります。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 「第3期国保運営方針」において、令和6年度から「納付金」の統一、令和9年度に保険税の準統一をおこなう前提として、県は医療費水準反映係数 $\alpha=0$ としていくとしています。しかし、南部、南西部東部の医療圏と比較して北部、秩父の医療圏では、医療機関など、医療提供体制により、医療費水準に大きな差が生じています。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から「保険税」が高くならないように慎重に検討をすすめてください。

【回答】

国民健康保険法において、市町村は都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた事務の実施に努めるものとする規定されていることから、埼玉県国民健康保険運営方針に沿った運営を行ってまいります。

② 地方財政法第二条には「(地方財政運営の基本)第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」と明記されています。物価高騰の中で「保険税」が住民の負担にならないように、一般財政からの法定外繰入を引き続き行なってください。そして、今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】

一般会計からの繰入については、その目的や基金残高等を勘案して、埼玉県国民健康保険運営方針に照らし、必要性を判断いたします。

③ 第3期国保運営方針はあくまでも技術的助言であり、すべて市町村の合意がなければまとめられないものです。県は、市町村と合意ができたことと強調していますが、統一にむけての「保険税」の引き上げに悩んでいる市町村はあります。高齢化社会の中で、保険税の統一は、今後も際限なく引き上がっていくことが予想されます。負担の公平性、国保財政の安定運営の前に、住民の健康と暮らし優先するために、第3期国保運営方針の撤回を求めてください。

【回答】

安定的かつ継続的な制度運営のため、市長会等を通じ、必要な施策の推進を要望してまいります。

④ 国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、18歳までの子どもの均等割はなくすことを条例で定めてください。また、国や県に求めてください。

【回答】

特定の対象者に予め画一的な基準を設けて減免を行うことは適切ではないという考え方が国から示されていることから、現時点で実施の予定はありません。未就学児に係る均等割軽減について、全国市長会等を通じて、対象年齢の拡大や軽減割合の拡充を要望してまいります。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

当市の応能割・応益割の割合は、概ね66：34であり、税率改定により応能割の割合を更に増やすことは、保険税水準の統一が見込まれる中では難しいものと認識しています。

② 子ども(18歳以下)の均等割負担を廃止してください。

【回答】

未就学児に係る均等割軽減について、全国市長会等を通じて、対象年齢の拡大や軽減割合の拡充を要望してまいります。

③ 協会けんぽと比較しても高い保険税になっており、払える保険税にするために一般会計からの法定外繰入を増額(復活)してください。

【回答】

埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)において、決算補填等を目的とした法定外繰入金は削減・解消すべきものとされていることから、基金繰入により対応してまいります。

④ 国保会計基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】

保険税の負担軽減のため、基金繰入を実施しています。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

令和6年12月の被保険者証廃止を踏まえ、短期被保険者証を発行する予定はありません。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

被保険者証の年次更新時において、短期被保険者証のいわゆる窓口留置は行っていません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

現在、交付対象者はいませんが、令和6年12月の被保険者証廃止を踏まえ、適切に対応してまいります。

(5) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

① 「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになっています。2029年7月末までの有効期限にしてください。

【回答】

これまでの被保険者証と同様に、有効期限は原則令和7年7月末までとする予定です。

② 「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせをしてください。

【回答】

リーフレット等により周知しています。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】

国民健康保険税の減免については、東松山市国民健康保険税条例第24条の規定に基づき、適正な運用を図っています。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の 1.5 倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】

国民健康保険の一部負担金の減免については、東松山市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の事務取扱要綱を制定し、適正に対応しています。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

制度の運用上、必要な事項を記載していただく必要があることから、現行の様式を変更する予定はありません。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

国民健康保険の一部負担金の減免申請には、申請書の他に所得や資産状況を確認するための書類等が必要であることから、市の窓口以外での手続きは難しいものと認識しています。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】

何らかの事情により、納期限までに納税が困難な状況であると判断される場合には、徴収や換価を猶予する制度を案内しています。

また、納税相談や財産調査等を通じて、滞納処分できる財産が無い場合や、滞納処分することにより生活を著しく窮迫させるおそれがあると判断される場合等については、その執行を停止しています。

その他、必要に応じ生活保護等の相談窓口を案内するなど、他部署との連携も図っています。

② 給与・年金等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】

給与等の差押えは、法令上、最低生活費を踏まえ定められている「差押禁止額」を考慮の上、実施しています。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

差し押さえる財産については、原則、生活の維持や事業の継続に与える影響が少ないものを優先して選択するよう配慮しています。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

納税相談等を通じて把握した当事者の納税資力や生活状況を勘案し、滞納処分や徴収緩和措置の適用について判断しています。

(9) 傷病手当金制度を創設してください。

① 傷病手当金を創設し、被用者以外の方への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行したことに伴い、被用者への傷病手当金支給に係る国の財政支援が終了していることから、対象拡大を要望する予定はありません。

② 傷病手当金制度を創設できない場合は、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】

傷病手当金に対する国の財政支援が既に終了しており、新たな財源が確保されない状況で傷病見舞金制度を創設することは、難しいものと認識しています。

(10) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。また、公募制にできない理由を教えてください。

【回答】

既に公募を行っています。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

国民健康保険運営協議会でのご意見を参考に、適正な制度運営を行ってまいります。

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族の負担を無料にしてください。

【回答】

既に無料化しています。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

既に実施済みです。

③ 2024年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

特定健診未受診者に対して、AIを活用した受診勧奨通知を送付する予定です。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報の保護に関する法律等の関係諸法令を遵守してまいります。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。コロナ禍から昨年の物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2023年度(令和5年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】

年度末残高は約23億3,400万円です。

② 国民健康保険は協会けんぽのように事業主負担がないことから高い保険税となっており、引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】

国民健康保険特別会計には、一般会計からの繰出しを国の通知に基づき実施しており、財政調整基金を活用する予定はありません。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化により、受診抑制がおきており重症化につながります。中止するよう国に要請してください。

【回答】

必要な受診が抑制されることのないよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会等を通じて、負担緩和策の周知を要請してまいります。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】

財政的な支援の見込がないことから、検討の予定はありません。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

後期高齢者医療制度における保健事業の実施主体は、後期高齢者医療広域連合です。市では、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に取り組んでいます。

(4) 団塊の世代が75歳になり、健康づくりが重要となっています。健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

人間ドック等に係る費用助成や、健康診査等を実施しています。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】

がん検診、歯科検診は原則無料で行っており、健康診査も無料化しています。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】

治療用装具には該当せず、医療保険での給付や助成には馴染まないものと認識しており、要望を行う予定はありません。

3. 地域の医療提供体制について

(1) 埼玉県において、医師・医療従事者不足が発生していることから、国および県に対して、病院の統廃合・縮小をはじめ目的とする方針の撤回、そして、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充を求めてください。

【回答】

埼玉県が策定した地域医療構想は、第8次埼玉県地域保健医療計画に引き続き位置付けられ、各医療圏において、公立・公的病院や民間病院における地域の医療提供体制の強化や各医療機関の機能分化・連携の推進について協議されています。当市といたしましても、地域医療構想調整会議等の結果を踏まえながら、市民が安心して暮らせる医療提供体制の充実を図ってまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるように処遇改善をはじめ、必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

国や県が実施する施策の動向を注視するとともに、区域の医師会の状況を把握してまいります。

4. 新たな感染症に備えて、住民のいのちを守るために安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

人員体制の強化につきましては、今後の感染状況やワクチン接種の状況などを考慮し、実情に応じて担当部署と協議してまいります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

保健所の機能強化等については、引き続き国や県と連携を図ってまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 安心で十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

厚労省の社会保障審議会は第9回介護保険事業計画では、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村の「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入は先送りしましたが、所得基準額の引き下げで利用料2割負担を実施しようとしています。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】

国や県が実施する施策の動向を注視してまいります。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

物価高騰の中で、住民は困窮しています。保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

介護保険料は計画期間3年間の介護保険事業費と第1号被保険者数等の推計値を基に算出します。保険料率については、東松山市介護保険条例の規定に基づき、負担能力に応じた金額を適用してまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。物価高騰などさまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

独自の保険料軽減措置を講ずることは考えていません。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

市独自の利用料負担軽減策として、住民税非課税世帯を対象に高額介護サービス費の限度額を引き下げ、これを超える部分を高額介護費補助金として給付する制度を継続実施しています。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

利用者へは介護サービスの必要性について理解いただけるよう、様々な機会を通じて周知を図ってまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

独自の食費や居住費の負担軽減などの措置を講じることは、考えていません。

6. 訪問介護事業所の実態を調査し支援をおこなってください。

(1) 小規模事業の大半は赤字経営になっています。自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

介護報酬改定等、国の動向を注視してまいります。

(2) 新型コロナが5類にさがっても感染者は多く、感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

事業所の感染状況に応じて、国及び県からのマスク等の衛生物資を配布しています。

(3) 介護従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種の助成を創設してください。また、公費による定期的なPCR検査等を実施してください。

【回答】

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことから、介護従事者や介護サービス利用者へのワクチン接種の助成や、独自の公費による定期的なPCR検査を実施することは考えていません。

7. 在宅を推し進める国の意向に反して、訪問介護報酬が今回マイナス改定となる予定です。ヘルパー不足の中、ヘルパーの離職や小規模の訪問系サービスの閉鎖が懸念されており、利用者が必要なサービスを受けられなくなるリスクがあるため、自治体として改善してください。

【回答】

国や県が実施する施策の動向を注視してまいります。

8. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

特別養護老人ホーム等のサービス基盤整備については、介護保険事業計画に基づき実施しています。

9. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

第9期介護保険事業計画に基づき、ケアマネジメント支援等の充実や、組織間・専門職間のネットワークの強化等に取り組んでまいります。

10. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

介護支援専門員の確保が困難になり、ケアマネ難民が発生している実態があります。県独自の処遇改善制度の創設を県に要請してください。また、資格更新受講料負担など介護支援専門員の安定的な確保に向けての施策を検討して下さい。（東京都では独自の処遇改善手当として月額2万円手当あり）

【回答】

埼玉県が実施している「介護職員資格取得支援事業補助金」等、県の施策の動向を注視してまいります。

11. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が 2020 年 3 月 31 日に制定し、予算を取り支援策を具体化している自治体では、実態調査やアンケート、また、小中学生からの要望出してもらおうなど開始しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

本市では、2022年1月に小学生や中学生を対象にヤングケアラーに関する調査を実施しており、埼玉県発行の「ヤングケアラー支援スタートブック」の活用も含め、学校生活の中で心配な様子が見られるこどもを把握した場合は、早期に関係機関と協議の上、本人や家族の意思を尊重しながら個別に支援を行います。また、ヤングケアラーの認知度を向上させるための啓発活動や研修実施、相談先の情報提供なども行います。

12. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

国や県が実施する施策の動向を注視してまいります。

13. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

国や県が実施する施策の動向を注視してまいります。

14. 介護給付費準備基金残高から 2024 年度に執行した金額はいくらですか。

【回答】

介護保険保険給付費等支払準備基金からの2024年度（令和6年度）繰入額は、5月末現在で、305万円です。（令和6年度の基金繰入金予算額 約8,670万円）

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者福祉施策の実施にあたっては、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実現を目指すとともに、障害者権利条約、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見、骨格提言の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に受け止めてください。

【回答】

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定にあたり、当事者へアンケート調査を実施するとともに、審議会の委員である障害当事者の意見を反映しています。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】

当市の地域生活支援拠点等事業については、令和3年5月に地域生活支援拠点等事業実施要綱を制定し、面的整備型の手法で、整備をしました。同年7月に運営ガイドラインを作成し、令和6年4月1日現在、22事業所が拠点の事業登録を受けています。

また、地域生活支援拠点等連絡会議を定期的開催し、対象者の把握、取組の評価や地域課題について協議を続けています。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

施設整備について独自補助の予算化は予定していません。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。市町村での障害を持った方の暮らしの場の資源、支援が必要としている計画を策定してください。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

市内には障害者支援施設3か所、グループホーム45か所があり、必要数は確保されています。各サービスの必要見込量については、当事者へのアンケート調査結果や利用実績の推移に基づき、利用の動向を踏まえて計画を策定しています。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、把握して、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護家庭については、高齢者福祉部門と障害者福祉部門との合同会議の開催や、個別支援会議等において連携を図るとともに、緊急時に支援が見込まれるケースについては事前把握に努め、地域生活支援拠点等事業において対応してまいります。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど市町村で独自に職員確保のための施策を講じてください

【回答】

市では合同就職説明会を開催し、事業者と就職希望者とのマッチングを支援しています。また、比企地域自立支援協議会の取組や基幹相談支援事業等において、障害福祉サービス提供事業者の質の向上に向けた人材の育成を行っています。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

所得制限及び年齢制限の撤廃の予定はありません。

一部負担金等の導入については、県の動向を注視してまいります。

- (2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

対象を拡大することは考えていません。

- (3) 二次障害（※）を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えられていません。

【回答】

個々の状態も異なることから、二次障害については、当事者がかかりつけ医に相談されることが望ましいと考えます。

保健・医療・福祉の連携につきましては、東松山市地域自立支援協議会内の医療・福祉連携プロジェクトにおいて検討しています。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

- ①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

当市においては、障害児（者）生活サポート事業を実施しています。

- ②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

利用時間の拡大については、必要に応じて検討してまいります。

- ③ 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】

制度変更の予定はございませんが、県の動向を注視してまいります。

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

当市では、独自の障害児（者）生活サポート事業利用料補助やデマンドタクシー制度を設けていることから、配布枚数の増加や100円券の導入は考えていません。

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

当市の福祉タクシー利用料助成制度及び自動車燃料費購入助成制度は、3障害共通の制度です。所得制限や年齢制限はありません。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

福祉タクシー利用料金助成制度及び自動車燃料購入費助成制度は、各市町村がそれぞれの実情に合わせて行うべきと考えます。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿は手上げ方式ですが、希望しなくても必要な人、家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

東松山市の避難行動要支援者名簿は、同意方式と手上げ方式を併用して作成しています。同意方式の運用では、未同意の人についても名簿情報を登録しており、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に限り、その名簿情報を避難支援等関係者に提供することとしています。手上げ方式の運用では、希望する人については申込みにより名簿情報を登録することができます。名簿に登録された人の避難経路等の情報は、個別避難計画に記載するほか、避難訓練などで確認することとしています。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

令和5年度に福祉避難所協定施設と変更協定書を締結し、直接避難を可能とする運用に改めました。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

災害時は、電話やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用することにより、避難所以外に避難されている方々に対しても物資等に関する情報を提供し、支援いたします。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした障害者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

災害対策基本法及び個人情報保護法の規定に沿って適切に対処します。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

東松山市行政組織規則において、危機管理の総合調整に関することは危機管理防災課の所管としており、新たな部署の設置を行う予定はありません。なお、災害が発生した際には、東松山市災害対策動員計画に基づいて対応にあたります。

保健所の機能強化については、引き続き国や県と連携を図ってまいります。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

障害福祉サービス事業所への衛生用品の配布については、これまで国及び指定権者である埼玉県で実施されていたことから、市で行う予定はありません。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】

入院の可否については、各医療機関の判断により行われるため、市から医療機関に周知することはありません。

(3) 障害者への優先接種を継続して行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

新型コロナワクチン接種については、令和6年4月より特例臨時接種から定期接種に変更になりました。対象者はインフルエンザの定期接種対象者と同じです。対象にならない方は任意接種となります。定期接種、任意接種いずれもの接種方法もインフルエンザと同様の方法となります。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】

物価高騰に対する補助金については、市独自で実施する予定はありません。

8. 難病患者の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】

今後段階的に引き上げられる法定雇用率に対応し、障害者雇用率を上げていくためには、当市役所の場合、一定数の障害者を継続して新規雇用する必要があります。障害者雇用を優先すべき状況にあるため、難病患者を対象とした雇用については、現時点では考えておりません。なお、当市職員には、指定難病のある者がおりますが、プライバシー保護の観点から、現状をお伝えすることはできません。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

令和6年4月1日時点の国の定義による待機児童数は、0人です。また、入所選考の結果、保護者が育児休業中の児童を除き、入所保留となった児童数は、同日時点で87人です。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

令和6年4月1日時点における、定員の弾力化を行った上での年齢児別受入児童数は、0歳児が89人、1歳児が249人、2歳児が304人、3歳児が302人、4歳児が303人、5歳児が309人で、合計1556人です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

待機児童ゼロを維持するため、引き続き、全ての施設に対し定員の弾力化の実施を依頼し、受け入れ枠の確保を図るほか、既存の公立保育所については、適切に運営を維持してまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

現在、各保育施設の定員において、育成支援児童の受け入れ枠の設定はなく、児童一人ひとりの状況をきめ細やかに見極め、各保育施設と調整の上、受け入れています。補助金については、埼玉県の「安心・元気！保育サービス支援事業費補助金」を活用した障害児保育に対する補助金のほか、今年度より、市独自の補助金として、発達障害等の特性が見られるが診断基準に満たない3歳以上のこどもに対する加配保育士の雇用に係る経費を対象に、要配慮児受入事業補助金を交付いたします。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

認可外保育施設が認可施設に移行するために必要な施設整備費に対しては、国の補助要綱に基づき、市より必要な補助金を交付することで支援いたします。

なお、現在市内に存在する認可外保育施設に対しては、各事業者からの意向を確認し、協議の上、認可施設への移行の必要性を判断してまいります。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症5類移行後においても、登園前の検温を引き続き実施し、園児の健康観察を行った上で受け入れ、保育を行っております。

少人数保育を市独自に実現することは、人材や施設整備に伴う予算確保の面から極めて困難であると考えます。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】

民間保育所等の職員に要する経費に対し、市単独の補助金を交付することで、保育士の処遇改善や質の向上を図っています。（処遇改善費1人20,000円/年、人件費（運営費補助の一部）1人17,000円/月）

また、昨年度より、市内保育所等で新たに採用した常勤保育士で、奨学金の貸与を受けていた者に対し、返済費用の一部を補助する「東松山市保育士奨学金返済支援事業費補助金」を交付しております。

さらに、1(2)②の回答のとおり、今年度より要配慮児受入事業を実施しております。

引き続き、保育士の人材確保につきましては、県が実施する保育士就職支援の活用や保育実習生を積極的に受け入れるなどの方法により確保を図ってまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。県内では子育て支援政策として0歳～2歳児の保育料を無償化する自治体が増えました。また、3歳児以上児の実費徴収となっている給食費においても自治体負担によって無償化される地域が増えています。物価高騰や生活に見合わない給与によって、保育料や給食費が保護者の大きな負担となっています。地域の子育てを手厚くするためにも、少子化対策、子育て支援政策として、保護者の負担軽減のために積極的に取り組んでください。また、県に対して意見書をあげるなどの働きかけを行ってください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を無償化、大幅に軽減してください。

【回答】

令和5年度から、0～2歳児については、市独自の事業により、世帯の年間所得に関係なく、第2子以降の保育料を無料としております。また、今年度より、月額42,000円を上限に、認可外保育施設にも対象を広げました。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】

生活保護受給世帯のほか、保護者の住民税所得割合算額が一定額未満の場合など、要件に該当する世帯につきましては免除しております。

また、昨年度に引き続き、物価高騰の影響を受けている施設に対し、保護者負担を増やすことなく、安定した給食の質と量を提供するため、保育施設、幼稚園等に対し、支援金を交付しています。

給食費食材費(副食費)の無償化等については、国や他自治体の動向、エネルギー価格・物価高騰の状況等、社会情勢を踏まえつつ、一定の財源確保が必要であることなどを総合的に勘案し、現時点では考えておりません。

5. 2024年度より試行的事業が試行され、2026年度には本格実施が予定される『子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)』は、親の就労に関係なく0歳～2歳児の子どもを対象に定期利用及び、自由利用などニーズに合わせ保育を利用することが可能な制度です。自由利用は利用者の居住する自治体を超えて全国の施設を1時間単位で利用できる仕組みとなっており、子どもの状況が十分に把握されないまま、保育を利用されることが懸念されています。子どもの命が危険にさらされる可能性と、子どもにとって見知らぬ人や場所に預けられる不安を考慮すると、導入には慎重になるべきと考えます。

(1) 誰でも通園制度の実施にあたり、自治体の考えを教えてください。

【回答】

「こども誰でも通園制度(仮称)」につきましては、市内認可保育園及び小規模保育事業所、幼稚園、認定こども園に意向調査を実施いたしました。国の動向に注視しつつ、令和8年度からの本格実施に向けて適切に準備を進めてまいります。

(2) 事業を実施するのであれば、保育士の増員、設備等の環境の整備を予算化してください。

【回答】

事業実施にあたり、必要となる経費については、国の動向を注視し、予算化を検討してまいります。

6. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設については、5年間は基準を満たさない施設も無償化の対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

子ども・子育て支援法や児童福祉法等各種法令の規定に基づき、引き続き各認可保育施設や認可外保育施設に対し、定期的な指導監査や立入検査を実施してまいります。

また、埼玉県や当市が開催する各種研修について、各保育施設に周知し、積極的な参加を促すことにより、保育の質の向上を図ります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

現時点で保育所等の統廃合の予定はありません。また、育児休業取得による上の子の保育については、原則として下の子が1歳になる日の属する年度末の翌々月末まで継続して入所できるようにすることで、こどもにとって適切な保育を提供しています。

(3) 児童数の定員割れ（特に0歳児など）については、いつでも定員までの受け入れを可能とする保育士の確保のため、在籍人数ではなく定員に対して委託費を出してください。

【回答】

保育所等に支払う委託費は、国が定めた基準をもとに、入所するこども一人あたりの教育・保育に必要な費用として支払うこととされていることから、定員に対して委託費を支払う考えはありません。

【学 童】

7. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

公立の放課後児童クラブにおいては、適正規模の保育を実施しております。

民間の放課後児童クラブについては、適正規模とするために必要な整備や措置について、事業者と協議の上、施設規模の適正化を図り、その後の運営に必要な費用について予算化します。

8. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 46 市町(63 市町村中 73.0%)、「キャリアアップ事業」で 36 市町（同 57.1%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

併せて、令和 6 年度の国の新規「常勤支援員 2 名複数配置」補助を施策化してください。

【回答】

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」については、平成 29 年度からこの制度を活用した市の補助制度を設けています。また、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、制度の内容を精査し、各施設及び放課後児童支援員に対する効果について、引き続き研究してまいります。

また、常勤支援員を 2 名以上配置した場合の運営費補助については、県の動向を注視し、実施の可否を判断してまいります。

9. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

県単独の施策・事業の対象拡充については、対象範囲を確認の上、適宜県へ働きかけてまいります。なお、現在、当市における学童保育施設は、公立も含め全て民営となっており、市内全ての施設が加算対象となっています。

【子ども・子育て支援について】

10. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

- (1) 埼玉県は通院については小学校3年生まで、入院については中学卒業までの医療費助成の現物給付を、2024年4月から実施されました。現物給付の対象年齢を18歳までに拡充してください。

【回答】

当市では令和元年8月から通院・入院とも18歳年度末まで拡大しています。また、令和4年10月から、現物給付の実施を埼玉県内全域に拡大して実施しています。

- (2) 国に対して、子ども医療費無償化の制度をつくってくれるように要請してください。

【回答】

国への当該制度の創設などに係る要請については引き続き行っています。

- (3) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】

県への要請については機会を捉えて要請していきます。

11. 子育て支援を拡大してください。

- (1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】

他市の状況を注視してまいります。

- (2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】

地元農産物については、農協と綿密に調整や連絡を行い、積極的に取り入れた献立にすることで新鮮かつ安全な学校給食を提供しております。引き続き、地元農産物の活用を図ってまいります。

小中学校の学校給食費については、要保護及び準要保護世帯は負担がなく、低所得者に配慮されています。全ての児童・生徒の学校給食費を無償化することについては、国において対処すべきであり、現時点で、市として取り組む予定はありません。なお、市では、令和4年9月から物価高騰対策として、市が食材費の高騰分を補填しています。

- (3) 就学援助基準額を引き上げてください。小中学校の児童生徒のいる家庭に周知してください。就学前にも周知してください。

【回答】

就学援助認定基準については、生活保護基準額の1.3倍以下としています。県内でも約8割の市町村が1.3倍で実施しております。現在のところ、基準を引き上げる考えはございません。

制度の周知については、全児童生徒のご家庭に、毎年案内通知を配付しており、ホームページでも制度の周知を図っております。また、就学前児童についても、就学時健診の結果の送付の際に案内通知を配布しております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省はホームページに「生活保護を申請したい方へ」の項目に、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できないことはない。住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立って、市の広報に記載するとともに、チラシやポスターを作成してください。

【回答】

生活保護の相談の中で必要に応じて親族や持ち家の有無を確認することはありますが、それらに関わらず申請意思を確認できたものについては申請書を交付するとともに、申請書が提出された際は受理する取扱いを行っております。生活保護制度については、他の生活困窮者支援制度とも併せて広報を行ってまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を徹底し、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

「扶養照会」については、厚生労働省による関係通知に則り、要保護者等からの聞き取り等により扶養可能性調査を行い、生活歴等から特別な事情があり著しい関係不良であると認められる場合には扶養照会を見合わせるなど、適切に対応しています。また、保護のしおりにもその旨記載しております。

3、保護決定は2週間以内を徹底してください。また、決定後は速やかに保護費を支給してください。

【回答】

調査に期間を要したために2週間以内に保護決定をできなかった事例はありますが、今後も速やかな保護決定に努めてまいります。初回の保護費については、調査担当と経理担当で連携のうえ速やかに支給しております。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】

国によるシステム標準化の動向を注視しつつ、分かりやすい記載となるよう対応してまいります。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】

6月1日現在、当市ではケースワーカーの標準数を充足しております。被保護者数の増加等に伴い不足をきたす場合は、職員採用や人事異動を通じ、社会福祉主事任用資格を有する人員の確保を図ってまいります。また、国や県が開催する研修に積極的に参加し、ケースワーカーのスキルの向上に取り組んでいます。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】

生活保護は、居所がないことのみをもって保護の要件に欠けるということではなく、これを理由に保護申請を受理しないということとはできないこととされています。住居を失った要保護者の支援にあたっては、本人の希望を踏まえ、自己の能力や利用しうる社会資源の活用等による居宅生活の可能性を十分に検討し適切に対応しております。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、エアコンのない低所得世帯に、自治体としてエアコン設置代と電気代補助を実施してください。

【回答】

夏季加算については、県内の複数の自治体から創設についての意見があり、県が取りまとめて国に提出しております。

電気代については、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とする最低生活費が支給されていることから、市として独自に補助を行う予定はありません。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護申請に漏れがないように努めてください。

【回答】

相談者に寄り添いながら、生活保護の利用も含めて適切に支援する体制を整備するため、令和5年9月から生活困窮者自立支援事業を拡充しました。生活困窮者の状況を確認するため、相談員の増員、支援調整会議による支援の検討、アウトリーチによる把握を行っています。

9. 医療を受けるために移送費が出ることを教示し、請求されたものは全額支給してください。

【回答】

「保護のしおり」に「通院・通学等で交通費を必要とするとき」に必要な費用を支給できる場合がある旨、記載しております。医療を受けるための移送費は、医療扶助運営要領についての国通知に基づき適切に支給しております。

以上
ご協力ありがとうございました。